

令和4年度

定期監査（工事）報告書

（R4 南秋留小学校特別支援教室化改修工事）

あきる野市監査委員



あ監発第65号
令和5年2月24日

あきる野市長 中嶋博幸 殿

あきる野市監査委員 在原一憲
あきる野市監査委員 子籠敏人

令和4年度定期監査（工事）の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（工事）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

R4 南秋留小学校特別支援教室化改修工事

(1) 事業所管課 教育部教育総務課

(2) 工事担当課 教育部教育総務課

3 監査の期間

令和4年12月6日から令和5年2月22日まで

説明聴取・現地調査日 令和5年1月18日

4 監査の着眼点

当該工事の計画、設計、積算、契約、施工、工事監理等の各段階における技術面の適正性を主眼として監査する。

5 監査の方法

当該工事に係る事業目的・背景、計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、設計変更、工事監理及び検査、現地施工について、あきる野市監査基準に基づき、その妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性を判断するため、技術調査委託した「公益社団法人大阪技術振興協会」の技術士とともに、書類確認及び関係職員、工事請負業者から聞き取り調査を実施した。また、現地において施工状況や諸掲示物の現況確認及び聞き取り調査を実施した。

第2 工事の概要

1 工事場所

あきる野市雨間810番地

2 工期

令和4年10月14日から令和5年2月15日まで

3 計画概要

(1) 施設概要

改修面積 249.9 m² (25.5×9.8m)、3教室及び廊下

主要用途 小学校(特別支援教室)

(2) 建物概要

構造・規模 鉄筋コンクリート造、4階建

建設時期 昭和49年3月(1974年)

4 主な工事内容

- 建築工事（サッシ改修、ガラス、天井塗装、壁塗装、クロス張り替え、パーテーション改修他）
電気設備工事（照明器具交換、スイッチ改修）
機械設備工事（天井扇設置、手洗い水栓交換他）
- 5 請負業者及び請負金額
請負業者 株式会社 東郊建設
請負金額 23,430,000 円
- 6 入札方式 指名競争入札
- 7 契約日 令和4年10月13日
- 8 設計業務 教育部教育総務課による自主設計
- 9 工事監理 教育部教育総務課による自主監理
- 10 履行保証 三井住友海上火災保険株式会社の保証による
- 11 工事進捗率 33%（説明聴取・現地調査日現在）
（工事出来高）

第3 工事技術調査の概要

1 事業目的・背景について

本市では、東京都教育委員会が掲げる「共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」するとした基本理念を踏まえ、平成27年4月に「すべての子どもたちを大切に作る特別支援教育の推進」を基本理念とした「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定している。また、令和3年3月においては、これまでの推進計画の成果に立脚した上で、障がい者やあきる野市をめぐる状況変化に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図るという観点に立ち、計画期間を令和3年度から令和5年度までとする「あきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）」を策定している。

当該工事は、この第三次計画を踏まえ計画されており、その内容については、令和5年度からあきる野市立南秋留小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するために、当該小学校の1階に既存する3つの普通教室及び廊下を自閉症・情緒障害特別支援教室として活用するために改修するもので、このため令和4年度を施工年度としている。

2 計画について

(1) 決裁

あきる野市立南秋留小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の開設

については、市長及び教育長の決裁により決定されている。また、工事の執行伺いについては、あきる野市事案決定規程に基づき適正に承認されている。

(2) 事前調査

解体工事を行うに当たり、労働基準監督署への届出のために、アスベスト含有調査が実施され、調査結果報告書によりアスベストの含有がないことを確認した。また、改修工事に当たって必要な工事範囲の建物の現状調査（劣化度、精度、汚染状況及び設備機器との関連等）が行われている。

3 設計について

(1) 基本設計

自閉症・情緒障害をもつ児童に配慮した環境整備を行うとともに、公共工事としてコストバランスに優れ、安全に配慮した設計を目標としている。

(2) 設計基準等

東京都財務局建築保全部が策定している公共建物整備の基本方針に準じて設計が行われている。

(3) 特記仕様書

東京都財務局の特記仕様書記載例を参考に作成されている。

(4) 設計図

全体平面図等を書面等で確認したところ特に問題はない。

なお、内容については、当該小学校の1階にある3つの普通教室のそれぞれの間隔にパーティションを設け6室とするとともに、廊下と教室を区切っていた間仕切りパーティションを全面引き分け戸仕様のものに改修し、教室と廊下を一体的に利用できるようにする。また、廊下の両端に引違い戸を設け、特別支援教室としての空間を明確化するものである。

(5) 工期設定

工期種別に応じて必要日数を算定し、全体の工期を設定している。

4 積算について

(1) 積算基準

東京都財務局積算基準及び公共建築工事積算基準に準拠し積算され、単価も各種単価を比較して最適で低価格のものを最優先に採用している。

なお、積算は、教育総務課で行われている。

(2) 積算時期

令和4年4月から令和4年9月までである。

(3) 工事費

工事費の内訳は次のとおりである。

【単位:円】

名称		価格	m ² 当たり単価
直接 工事 費 内 訳	建築工事	15,017,001	—
	電気設備工事	556,780	—
	機械設備工事	907,400	—
直接工事費 (a)		16,481,181	66,000
共通仮設費 (b)		741,819	3,000
純工事費 (a)+(b)		17,223,000	68,900
現場管理費 (c)		2,955,000	11,800
一般管理費 (d)		3,091,000	12,400
経費合計 (c)+(d)		6,046,000	24,200
工事価格 (a)+(b)+(c)+(d)		23,269,000	93,100
経費比率(経費/純工事費) ※単位:%		35.1	—

※工事面積は 249.9 m²

※m²当たり単価は 10 の位を四捨五入

ア 工事価格のm²当たり単価は93,100円、また直接工事費のm²当たり単価は66,000円となっている。これらについては、工事面積が小規模であることに鑑みると安価である。

イ 経費（現場管理費及び一般管理費）と純工事費の比率である経費率は35.1%である。これについては、10億円を超える新築工事の経費率と比較すると約2倍程度となっているが、当該工事の改修規模が小さいことを勘案すると妥当な比率である。

ウ 採用単価は、数量の多い床材、壁材、ガラス、塗装等を確認したところ標準的なもので適切である。

5 入札・契約について

(1) 入札方式

入札方式は、指名競争入札によって行われている。

(2) 入札の内訳

改修工事を担当する業者の入札は、単体企業による指名競争入札として多くの業者に参加の機会を与えている。入札に参加できる業者は、本市の入札

参加資格を有する業者とし地元振興にも配慮している。また、指名された業者は、あきる野市競争入札等審査委員会で選定・指名された業者で、業務を遂行する適格性を有していると判定された業者である。なお、入札条件として、業者の資格、技術者の資格を設定しており価格と同時に品質の確保に努めている。

入札には8者を指名し、その内5者が辞退している。また、3者の応札については、1回目の入札により業者が決定している。なお、落札率は91.5%である。

(3) 予定価格

予定価格の作成及び決定については、あきる野市契約事務規則第16条及び第17条に基づき適正に行われている。また、最低制限価格の決定については、同規則第29条に基づき適正に行われている。なお、最低制限価格は、あきる野市工事請負契約最低制限価格設定基準に基づき算定されている。

(4) 契約書

工事請負契約書は、適正に交わされている。

(5) 契約保証金及び前払金保証

契約保証金は、あきる野市契約事務規則第48条及びあきる野市契約保証に関する事務取扱要領に基づき適正に行われている。なお、落札業者から前払金の請求がなかったことから前払金保証は行っていない。

(6) 監督員通知書

令和4年10月14日に落札業者へ交付されている。

6 施工管理について

(1) 資格・登録

施工者の建設業の許認可については、建設業許可証により確認し、また、主任技術者の資格については、技術検定合格証明書により確認した。

(2) 施工書類等

ア 総合施工計画書及び各種工事施工計画書は、公的な仕様書に準拠して的確に作成されている。

イ 施工報告書及び工事記録写真は、適宜適切に作成、保管されている。

ウ 周囲への環境対策として、低騒音低振動機器を使用している。

エ 諸官庁への届け出は遵守されている。

オ 作業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜、日曜及び祝日は休日としている。

(3) 品質管理

ア 施工体系図は、的確に作成され内容に問題は見当たらない。

イ 必要に応じて、施工担当者、発注者及び学校関係者の3者による会議を開催し、学校業務に支障がないよう努められている。

ウ 既存建屋の撤去に関連する部分のアスベストが存在しないことを報告書により確認した。

エ 既存建屋のコンクリート躯体に劣化の状況は目視により確認したところ見当たらない。

オ 改修部位の下地に問題は見当たらない。

カ 建設廃棄物処理については、委託契約を締結している。

キ 入荷する材料については、説明聴取・現地調査日現在において、材料の受入時に目視の検査、また、製品検査証明書等により確認している。

(4) 安全管理

ア 安全計画に基づき行われていることを施工記録写真等により確認した。

イ 安全朝礼を開催してから業務を開始している。

ウ 新規入場者には、体温測定が義務付けられ37.5度以上の作業員の入場は不可としている。

(5) 進捗状況

現地調査日現在において、工事の計画進捗率は33%であり、実施進捗率は33%となっている。

7 設計変更について

説明聴取・現地調査日現在において設計変更は行われていない。しかし、教室内のパーティション等の設計変更の協議は行われている。

8 工事監理及び検査について

(1) 工事監理

工事監理は、工事の進捗に合わせた重点監理方式で行われている。また、受注者は発注者へ適宜業務報告を行っている。なお、必要に応じて施工担当者、発注者及び学校関係者による情報共有を目的とした会議が行われており、その内容は、議事録として記録されている。

(2) 試験・検査

試験・検査については、施工者からの依頼に基づき、監督員が次のとおり行っている。

ア 既存建屋の劣化、改修部位の下地及び躯体の状況の確認

イ 工事の材料の規格、性能の確認

9 現地施工について

現地の状況については、工事看板、施工業者の資格、施工体制看板、労災保険加入証等が適正に行われ問題は見当たらなかった。また、安全対策についても、工事範囲の仮囲いは適切であり大規模な足場等の架設はなく、資材の整理整頓は秩序正しく行われ問題は見当たらなかった。

施工の状況については、既存部位の教室と廊下は一体となるため、その間の間仕切りの撤去、仕上げ材や構造部材の撤去及び解体、新設仕上げ材の取り付けが予定どおり施工され、出来上りの見栄えは標準的なものであった。

また、作業員はコミュニケーション良く指導され、丁寧な作業が行われている。

第4 監査の結果

説明聴取・現地調査日における工事の計画進捗率については、工事施工前の段階で工事担当部署と調整し、60%程度となるよう予定していたが、入札準備に時間を要し、工事工程に変更が生じたため進捗率は33%となっている。また、工事期間等を勘案し、説明聴取・現地調査日については変更していない。

このような状況の中、工事は全体的に良好に執行されており、特筆すべき指摘事項は見当たらなかった。しかし、改善の余地等が見受けられることから、今後の同種工事の事務処理の質の向上等を図られたく以下のとおり要望する。

1 入札・契約について

設計業者の選定は1回目の入札で業者が決定しているが、応札8者中、5者が辞退している。辞退が多いことについては、好ましい状況ではないことから、これについての理由を調査し今後の入札の改善に努められたい。

2 契約変更について

特別支援教室の機能向上を図るため、当該工事設計変更に伴う契約変更が協議されているとのことであった。やむを得ない状況により設計等が変更され変更契約が行われることは理解するところであるが、当然のことながらこれにより新たな契約事務や施工管理等、様々な事務処理が増加するとともに、それに対するリスク管理が生じ、予算措置にも影響を及ぼす場合もある。

当該工事において契約変更が協議されるその理由を精査し、それを生かしていただき新たな工事契約が効率的に施工されるよう図られたい。

3 教室の安全な運用について

自閉症・情緒障害特別支援教室として活用されるエリアに既設されている消火箱や手洗い場については、当該工事の対象ではなく、今後もこれまでと同様の状態で活用が予定されている。しかし、現状の消火箱や手洗い場については角の部分があるため、エリア利用者の安全性に配慮した対応を検討するよう希望する。

4 設備の再利用について取り除かれたスクリーン等の設備については、他施設での再利用により有効に活用されることが望ましい。当該工事においても工事担当者により、他の小学校等への設備の再利用の希望確認が行われている。しかし、改修工事等により不要になった施設の設備・備品の取扱いについて、統一的な基準が設けられていないことからこの策定を検討されたい。